

※ 第 号

## 【学童利用】青空キッズクラブ入所申込書

申込み年月日 令和 年 月 日
--------------------

〒	
住 所	豊浦町 _____
氏 名	_____
電話（自 宅）	_____

青空キッズクラブ  
園長 林 喬毅 様

認定こども園青空への入所につき次のとおり申込みます。

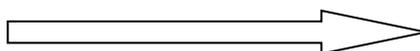
入 所 児 童	(ふりがな)	性 別	生 年 月 日	学 年
	氏 名	男・女	H・R 年 月 日生 (西暦 年)	
保育を希望する 期間	【定期利用の方】 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	【長期休みのみ利用の方】 ( 4月春・夏・冬・3月春 ) 休み ※○付け			

○入所児童の家庭の状況

区 分	(ふりがな) 氏 名	入所児 童との 続 柄	性 別	生年月日 (年齢)	職 業	備 考
入 所 児 童 の 世 帯 員	( )		男・女	( )		
	( )		男・女	( )		
	( )		男・女	( )		
	( )		男・女	( )		
	( )		男・女	( )		
入 所 理 由	1. 母子家庭      2. 父子家庭      3. 共働き家庭 4. その他 ( )					

○太線枠内を記入してください。

○裏面の注意事項をよく読んでから記入して下さい。



裏面へ

## 記入上の注意

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ青空キッズクラブ（認定こども園青空）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申込み場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

- 1 「入所児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
  - 2 「保育の実施を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの3の保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。基本的には4月1日から3月31日までの1年間毎の単位となります。
  - 3 青空キッズクラブにおける保育の基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。具体的な状況を確認できる書類があればあわせて添付して下さい。
  - 4 「入所児童の世帯員」の欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入して下さい）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で入所児童の他に保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所している者がいる場合は、当該施設名、所在地及び電話番号を「備考」に記入して下さい。
  - 5 青空キッズクラブへの入所については、
    - ・基準に該当しないために対象とならない場合
    - ・希望者が多数いるため入所できない場合
    - ・基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。
  - 6 施設からの入所承諾書の発行をもって入所許可とします。保育の必要な事由がやんだとき、町外に転出したとき、疾病またはその他の事由により他の児童に保育の支障があるときは、退所届を提出して下さい。
- その他 次に掲げる事項をお守りください。
- ・入所申し込み書等の内容が変更となった場合には速やかに連絡すること。
  - ・保育時間を守っていただき、やむを得ず送迎時間が遅れる場合には連絡すること。
  - ・施設、備品等の取り扱いを適切に行うこと。
  - ・他人に迷惑を及ぼし、又はその恐れのある行為はしないこと。
  - ・その他不適切と認められる行為は行わないこと。

### 青空キッズクラブにおける保育の実施の基準（保育部に準ずる）

青空キッズクラブにおける保育の実施の対象となる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) **（家庭外労働）** 児童の親が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (2) **（家庭内労働）** 児童の親が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (3) **（親のいない家庭）** 死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- (4) **（母親の出産等）** 親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- (5) **（病人の看護等）** その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合
- (6) **（家庭の災害）** 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合